

統一教会に3000万支払、命令

元信者の賠償請求認める

札幌地裁判決

宗教団体とは知らされな
いまま、世界基督教統一神
霊協会（統一教会）に入会
させられたとして、道内で

勧誘された元信者の女性二
十人が、統一教会などを相
手取り、献金の返還や慰謝
料など総額約九千百万円の
損害賠償を求めた訴訟の判
決が二十九日、札幌地裁で
あった。

同様の訴訟は、七地裁・
支部で提訴されており、元
信者の勝訴判決は今回が二
件目。原告代理人の郷路征
記弁護士は「統一教会の勧
誘行為が、憲法が定めた信
教の自由を侵害していると
言ったに等しい部分があ
り、前例のないすばらしい
判決だ」としている。

判決によると、原告
らは親類や友人らに勧誘さ
れ、統一教会と知らされな
いまま、ビデオの学習やセ
ミナーに参加。教えを信じ
るようになり、つばや印鑑
などの物品販売や信者の勧
誘行為を行うなどした。

判決に先立ち、佐藤裁判
長は「一次提訴から十四年
が経過、長期間の審理にな
ったことは、さまざまな原
因があるとはいえ、裁判所
が職責を全うしていないと
トを出した。

統一教会広報部は「偏見
に基づいた不当な判決であ
り、現信者らに対する冒と
くと言わざるを得ず、直ち
に控訴したい」とのコメン
トを出した。

佐藤陽一裁判長は「統一
教会の入教、献金などの勧
誘は、財産の収奪や無償の
労役の享受などの不当な目
的に基づく、社会的相当性
の範囲を逸脱した違法な行
為」と認定、統一教会に対
し、総額約三千万円を支払

うよう命じた。一部の請求
については、統一教会の入
会期間などを考慮して棄却
された。